



HASCO JAPAN CO.,LTD.

Tokyo Head Office

4/F Nakarin Auto BLDG. 2-8-4, Shinkawa, Chuo-ku, Tokyo, 104-0033, Japan
Phone : 03-6222-0128(Sales)/0129(Operation) Fax : 03-6222-0125

Osaka Office

2/F, Sankyo Higobashi BLDG. 1-19-10, Edobori, Nishi-ku, Osaka-shi, Osaka, Japan
Phone : 06-6479-3800 Fax : 06-6479-3802

令和 3 年 4 月 吉日

危険品 CAS 登録番号 ご提供のお願い②

拝啓、時下、貴社益々のご清栄の事とお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

上海・太倉にて行う、中国海事局への危険品事前申請の際、基本的には受け荷主殿にてご手配をお願いすることとなりますが、受け荷主殿よりのご依頼・不測の事態に対応する為、中国品名を調べるにあたり CAS 登録番号が必要となります。引き続き、情報のご提供にご協力賜りますようお願い申し上げます。

【情報提供】

CAS 登録番号（化学物質を特定するための番号）

【情報記載方法】

記載書類：危険物明細書（DECLARATION OF DANGEROUS OF GOODS FOR
MULTIMODAL TRANSPORT）

記載箇所：危険物明細書の 14.基本記載事項欄のいずれかに記載

- ① Additional description such as “Flash Point” “Marine Pollutant” etc
（引火点、海洋汚染性物質のその他必要記載事項）
- ② Proper Shipping Name(品名)

記載方法：CAS：*****（CAS 番号と認識できるよう、ご表記ください）

【CAS NO.のご記載・ご提供頂けない際の対応】

上海・太倉海事局への危険品事前申請の対応は、本来は荷主殿側に申請義務がございます。

引き続き、弊社上海・太倉代理店への委託は可能となりますが、SDS や中文品名等の資料のご用意がない際には、お引き受けをお断りさせていただきますので、予めご了承ください。

日本各港出航後、上海・太倉到着まで時間もございませんので、事前申請等でご対応頂けますようお願い致します。

【注意事項】

- ※CAS NO.が複数ある際は、全てご記載ください。
- ※特に PROPER SHIPPING NAME に、N.O.S (Not Otherwise Specified)表記がある際、
化学品名の特定ができませんので、CAS NO.をご提供ください。
- ※**毒物関連の危険品・中国の内河禁運危険化学品目録に該当する UN/CLASS(CAS NO.は
非該当)危険品に関しましては、CAS NO.は 必ず 全て ご提供をお願い致します。**
- ※受荷主様(コンサイニー様・或いは通関業者殿等)の連絡先を危険物明細表に、ご記載ください。
中国側で確認事項がある際・または不備がある際に、ご連絡を差し上げることがございます。必ずお電話がつながる連絡先（電話番号・携帯番号等）をご表記下さい。
- ※危険品事前申請が時間内に終らず、本船入港に支障をきたすこととなった際、発生した損害につきましては荷主殿の負担とさせていただきますので、予めご了承をお願い致します。

海事局への申請でご不明な点がある際は、下記宛にご連絡頂きますようお願い申し上げます。

◆HASCO 上海代理店

名称：SHANGHAI JINCHENG INTERNATIONAL SHIPPING AGENCY LTD.
TEL：86-21-63902288

◆HASCO 太倉代理店

名称：TAICANG JINCHENG INTERNATIONAL SHIPPING AGENCY LTD
TEL：86-512-53571832

お問い合わせは、弊社営業部までお願い致します。

電話番号：03-6222-0128

敬具